

第 2 7 回 農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 2 4 日開会

中標津町農業委員会

令和7年9月24日、第27回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

2番	西	塚	知	也
3番	纓	坂	直	俊
4番	福	嶋	寿	顕
5番	山	下	幸	枝
7番	遠	藤	昭	男
8番	船	越	信	雄
9番	二	瓶	裕	貴
10番	横	田	千	秋
11番	長谷川	孝	二	
12番	田	中	洋	希
13番	竹	村		聡
14番	瀧	本	和	男
15番	後藤	田	宏	幸
16番	中	村	正	生
17番	笠	原	康	博
18番	本	田	信	幸

本日欠席した委員

1番	小	沼		大
6番	助	口		明

附議した案件

- | | | |
|-----|---------|---|
| (イ) | 議案第131号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| (ロ) | 議案第132号 | 現況証明願いについて |
| (ハ) | 議案第133号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (ニ) | 議案第134号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (ホ) | 議案第135号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について |
| (ヘ) | 議案第136号 | 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について |
| (ト) | 議案第137号 | 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について |
| (チ) | 報告第30号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| (リ) | 報告第31号 | 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告について |

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長 定刻になりました。ただいまの出席委員は16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第27回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
11番、長谷川 孝二 委員。
12番、田中 洋希 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
(挙手あり) 事務局長。

事務局長 8月27日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第131号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました議案第127号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について事務局よりご説明いたします。2ページをお開きください。
(1) 1. 当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から6は議案記載のとおりです。なお、3ページ(2)につきましても貸主、借主ともに同一であり、契約期間が異なる案件ですので省略し、一括して説明いたします。
(2) 1から6は議案記載のとおりです。
この2件につきましては、議案第135号(3)に関連するもので、現在賃貸借している農地について、一部賃貸借する農地を変更して再契約するため、期間内解約するものです。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。
日程4、議案第132号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第132号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。5ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から5は議案記載のとおりです。6、見取図については、6ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年9月16日、第1地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第132号(2)について説明いたします。7ページをお開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。
2から5は議案記載のとおりです。6、見取図については、6ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畑ですが、現況が農業用施設であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年9月16日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。日程5、議案第133号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第133号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。10ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。
2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、11ページのとおりです。この案件につきましては、譲渡人の所有農地を近隣農家に譲渡するものであります。
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第133号(2)について説明致します。12ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。
2から6は議案記載のとおりです。7、見取図は13ページのとおりとなっております。この案件につきましては、新たに1筆追加して後継者に使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中委員。

田中委員 上程になりました議案第133号(3)について説明致します。14ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図は15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に再度、使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第134号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の説明をお願いします。
(挙手あり) 纒坂委員。

纒坂委員 上程になりました議案第134号「農地法第5条規定による許可申請について」(1)について説明いたします。17ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から4は議案記載のとおりです。5. 見取図につきましては、18ページのとおりとなっております。本案件につきましては、機械庫等農業用施設を建設するため申請があったものです。現在の施設では不足する状況となり、一部農地を転用して増設するものです。申請面積については、〇〇〇〇㎡で、令和7年9月16日に第3地区推進班において現地を確認をしたところ、申請地は、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程 7、議案第 135 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。ここで、会議規則第 16 条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
(〇〇委員退席)
(1) から (7) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第 135 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」(1) から (7) について説明いたします。20 ページをお開きください。

(1) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
借主、札幌市中央区〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 7 は議案記載のとおりです。8、見取図については、21 ページのとおりです。

なお、(2) (3) につきましても、借主が同一ですので、省略し一括してご説明いたします。22 ページをお開きください。

(2) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2 から 7 は議案記載のとおりです。8、見取図については、24 ページのとおりです。25 ページをお開きください。

(3) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2 から 7 は議案記載のとおりです。8、見取図については、26 ページのとおりです。この 3 件につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理事業で借り入れするものです。27 ページをお開きください。

(4) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主、札幌市中央区〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2 から 8 は議案記載のとおりです。9. 見取図は 32 ページのとおりです。なお、

(5) から (7) につきましても、貸主が同一ですので省略し一括してご説明いたします。28 ページをお開きください。

(5) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2 から 8 は議案記載のとおりです。9. 見取図は 32 ページのとおりです。

30ページをお開きください。

(6) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は32ページのとおりです。

(7) 1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、〇〇。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は34ページのとおりです

この4件につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理事業で借り入れした農地を貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

(〇〇委員着席)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

日程8、議案第65号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました、議案第136号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。36ページをお開きください。

(1) 1. 所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から4は議案記載のとおりです。

所有権移転のあっせん申出があった農用地については、37ページのとおりでありまして、合計〇〇筆、〇〇〇〇〇㎡となっております。この案件につきましては、農地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっていきます。以上です。

議 長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程 9、報告第 30 号「農地法第 4 条の規定による農地転用後の事業完了届について」を議題に供します。(1) について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 報告第 30 号(1) について説明いたします。39 ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。2 から 6 は議案記載のとおりです。7、完了検査年月日につきましては、令和 7 年 9 月 16 日に第 2 地区推進班により、農業用施設が建設されていることを確認しております。以上、報告いたします。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。以上で事業完了届についての報告を終わります。
日程 10、議案第 137 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第 136 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。41 ページをお開きください。
令和 7 年度分といたしまして、〇〇〇〇、以上 1 件の提出がありました。令和 7 年 8 月 29 日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました
日程 11、報告第 31 号「農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 31 号「農地法第 6 条の 2 の規定による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。33 ページをお開きください。

(1) 1、報告者の住所、氏名。

目梨郡羅臼町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2 から 6 は議案記載のとおりです。

令和 7 年 9 月 9 日に受理しました、令和 7 年度分の報告書で、〇〇〇〇のものでございます。内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適正に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。以上、報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
これをもちまして、第 17 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉 会 10 時 55 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 10 月 1 日

会 長 _____

11 番 _____

12 番 _____